

平成29年10月27日
総務局 人事管理部
人事課長 西村 和修
06(6489)6177

傷害事件を起こした職員の処分について

1 被処分者及び処分内容

都市整備局下水道部作業員 停職6月
(地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号)

2 処分年月日

平成29年10月27日(金)

3 処分の概要

被処分者は、平成29年10月4日午前0時頃、市内にある飲食店前で、男性2人を消火器で複数回殴り、1人の男性に左腕骨折の重傷を、もう一人の男性に頭部打撲の軽傷を負わせ、傷害の容疑で現行犯逮捕された。このことにより平成29年10月13日に略式起訴され、50万円の罰金刑に処せられた。

こうした行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるものと判断し、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、懲戒処分として停職6月とした。

以 上